

令和4年11月8日  
教育指導課

## 損害賠償請求控訴事件の判決について

次のとおり、判決の言い渡しがあったので報告する。

### 1 事件の概要

- (1) 事件名 損害賠償請求控訴事件
- (2) 控訴状到達日等 令和4年3月25日（提訴日：令和4年1月5日）
- (3) 控訴人（原審原告） 元区立小学校児童（区外在住）
- (4) 被控訴人 世田谷区ほか事件当時の児童Aの保護者（被告B、C）

### 2 原判決主文の表示

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

### 3 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して金300万円及びこれに対する訴状送達の日から、支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、1審2審を通じて、被控訴人らの負担とするとの判決を求める。

### 4 控訴人の主張

控訴人（原審原告）は、平成30年の世田谷区立小学校在籍時に受けたいじめ行為に対して、学校側が適切な対処、指導を怠ったことにより精神的苦痛を受け、病院で受診せざるを得なくなったとともに不登校になったことで学習する権利ないし教育を受ける権利を侵害されたとして提訴した、平成31年（ワ）第10797号損害賠償請求事件の判決の全てに不服があるため、控訴を提起する。

### 5 控訴審判決

- (1) 判決言渡 令和4年10月27日（東京高等裁判所）
- (2) 主文
  - ・本件控訴を棄却する。
  - ・控訴費用は控訴人の負担とする。
- (3) 理由の要旨
  - ・本件中学校は、本件小学校の申し送りに基づき控訴人の不登校の解消に対する措置を講じており、区に国家賠償法上の違法があるとは言えない。
  - ・控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は棄却する。